

平成21年度第5回足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」次第

平成22年3月26日（金） 午前10時～
足立区役所 8階特別会議室

1 子ども支援専門部会長挨拶

2 報告事項

- (1) 子育て支援パスポート事業の継続実施について
子ども家庭部副参事 (資料1)
- (2) 足立区保育計画（平成22年度から26年度）（案）について
保育課 (資料2)
- (3) あだち子育て応援隊事業について
子ども家庭支援センター (資料3)
- (4) 児童館「子育てひろば」の名称変更について
住区推進課 (資料4)
- (5) 幼児教育充実に向けての事業等について
教育改革推進・子育て支援課 (追加資料)

3 協議事項

- 保育資源等の活用について (資料5)

- (1) 働く保護者の選択肢とするための幼稚園資源の活用
- (2) 大規模集合住宅への保育施設の誘導のしくみづくりについて
- (3) その他の待機児童対策等について

4 その他

平成21年度第5回 足立区地域保健福祉推進協議会

子ども支援専門部会

平成22年3月26日

件 名	子育て支援パスポート事業の継続実施について
所 管 部 課	子ども家庭部副参事（子ども施策推進担当）、産業振興課
内 容	【事業の経緯】 子育て支援パスポート事業は、平成19年7月から子育て中の世帯への経済的支援と区内経済活性化を目的に、子ども家庭部・産業経済部と足立区商店街振興組合連合会の協働事業として実施している。この事業の期間が平成21年度末、満了するにあたり、更なる次世代の子ども達への育成支援及び区民の消費拡大を目指し、継続して3年間実施することとなったので、下記のとおり報告する。 記 1 継続についての検討結果 (1) 区民アンケートによる利用者からの継続希望。 (2) 協賛店舗からの子育て支援及び売上げ拡大の期待等による必要性の意見。 以上の点を踏まえ、足立区商店街振興組合連合会と区との協議を行い、事業の継続とした。 2 事業内容 (1) 事業の仕組み ① カード提示により、区内協賛店舗において5%引きで買い物等ができる。 (利用日等の設定がある商店もあり) ② 対象は中学3年生までの子どもがいる世帯及び妊婦のいる世帯。 ※今回、5%引き以外に各店独自サービスの実施検討について依頼した。 (2) カードの変更 現在のカードのデザインが区民に定着しているため、大幅な変更せず、ピンク色のカードから黄色に変更し、事業の周知を図る。 3 実施期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日（3年間） 4 対象世帯への新パスポートの発行 平成22年3月19日（金）に全世帯約53,000世帯に郵送する。 5 協賛店数 ダイレクトメール及び足立区商店街振興組合連合会を通しての協力要請を行った。新規に50店舗の申請があり、654店舗となった。 (平成22年2月18日現在) 6 周知方法 公社ニュースときめき3/15号、あだち広報3/25号、ホームページのほか、保健総合センターで実施する母親学級等で周知を行っていく。 7 その他 今後も、協賛店舗の拡大及び区民に利用拡大にむけて更に周知を行うとともに、足立区商店街振興組合連合会との協議を行っていく。

平成 21 年度第 5 回 足立区地域保健福祉推進協議会
子ども支援専門部会

資料 2

平成 22 年 3 月 26 日

件 名	足立区保育計画(平成 22 年度から 26 年度) (案) について
所 管 部 課	子ども家庭部保育課
内 容	1 基本的考え方 女性の社会進出や雇用形態の多様化が進み、保育需要が一層増加することが見込まれる中で、新線開通や大規模再開発に伴って区の都市環境が大きく変化している。特に、宅地開発・マンション建設による人口増はヤングファミリー層を中心に増加しており、子育て支援サービスや保育サービスの一層の充実が求められている。さらに、一昨年後半からの世界的な経済不況は、予想以上の保育需要の拡大につながり、待機児童が急増する結果となった。 区では、昨年 3 月に「緊急待機児対策」をまとめ 21 年度中の保育施設整備計画を作成したが、保育需要は一層増加することが見込まれることから、現行の「足立区保育計画」の全面的な見直しを行うこととした。特に、待機児童の 9 割が 3 歳未満児であること、求職中や短時間就労の保護者も多いことから、こうした点に着目して様々な形態による保育施設を計画化し整備していく。 なお、本計画(案)は、国において「新たな保育制度のあり方について」を審議していることから暫定的な取扱いとし、国の方針が明らかになった時点で再検討・見直しを実施する。 2 計画期間 平成 22 年度から 26 年度の 5 年間 3 計画概要 3 歳未満児の保育整備率を 25.6%(22 年 3 月末)から <u>34.4%</u>(27 年 3 月末)に引き上げ、3 歳未満児の保育定員を 1,277 人増員する。このことで、0～5 歳児全体の保育整備率を現行の 31.3%から 35.5%、総定員を 10,244 人から 11,802 人(1,558 人増)とし、足立区基本計画で目標としている待機児率 0.8% (28 年度 0.5%) をめざす。 ※保育整備率=保育定員÷児童人口 (整備内訳) 認可保育園 136 人増、東京都認証保育所 255 人増、家庭福祉員受託児 276 人増、小規模保育室 390 人増、(仮称)あだち子育て応援隊(子育てホームサポート事業、ファミリーサポート事業)月ぎめ利用 220 人増 ※3 歳未満児の増員数内訳 また、延長保育や産休明け保育、すべての子育て世帯を対象とした一時保育などの保育サービスの充実を継続して実施していく。 ●上記 34.4%については、2 月 17 日に開催した「子ども支援専門部会」では、34.8%で報告していたが、平成 27 年 3 月末の 3 歳未満児定員を 1,277 人増の 5,571 人とし、保育整備率を 34.4%に変更したものである。 4 パブリックコメントの実施 平成 22 年 1 月 12 日から 2 月 12 日の期間でパブリックコメントを実施した。2 人、10 件の意見が寄せられた。意見及び区の考え方は資料 2-1 のとおり。 5 その他 パブリックコメントによる区民意見並びに国や都の計画等を本計画案に反映するとともに、保育資源の活用等基本的方針を定めた後、国の動向を踏まえたうえで最終案を作成する。

足立区保育計画（案）に提出された意見・要望及び区の考え方

No.	意見・要望内容	区の考え方
保育計画全般		
1	【安心して暮せるまちづくりを推進してほしい】 足立区は子ども施策を重点課題にしている。経済的な要因から 0 歳児～3 歳児の待機児童が増加していることもあり、安心して暮せるまちづくりを推進してほしい。	【待機児童解消に努めます】 経済的要因による待機児童増加も含め、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、質と量の両面から保育施設の整備に取り組んでいきます。
認定こども園		
2	【保育に欠ける定員とはどんな状況なのか説明してほしい】 「保育サービスの状況 注 1 の認定こども園は保育に欠ける定員」とは定員に満たない状況なのか、それとも職員が不足している状況なのか、意味が分かるような説明をしてほしい。	【説明を加えます】 注 1 には紙面が狭いため（P 9 参照）と記載し、具体的な説明を本文 P 9 の（2）認定こども園の下表に「定員は、就学前の子どもに幼児教育や保育を提供する定数のうち、保護者の就労等により日中養育が困難な児童数」と記載します。
必要財源		
3	【必要財源説明の表現は適当か】 「区立保育園の民営化や人件費の節減により生まれる果実を、運営などにかかる費用の一部として充てていきます。」の節減により生まれる果実という表現は適当なのか。	【表現を変更します】 「生まれる果実」という表現は、一般的にはなじまないため「発生した財源」に変更します。
4	【民営化にすると節約できる理由や保育の質を低下させない仕組みが必要】 区立保育園を民営化にするとなぜ人件費が節約できるのか。また、削減は人件費だけなのか。区立や民営、民間であっても保育の質の低下にならない仕組みが必要と思う。	【民営化による効果】 保育園の運営経費は約 6 割が人件費です。公立の保育士の平均年齢は私立（民間）と比較して約 7 歳ちがうことや経験年数も異なるため、人件費にかかる差が生じます。 また、保育の質に差が生じないように、保育指導基準に基づく検査（第三者評価を含む）を定期的実施しています。
第三者評価による情報提供		
5	【積極的に受審する制度及び受審推移と受審計画を提示してほしい】 保育施設の質の向上のために、第三者評価を積極的に受審する制度及び制度があれば受審推移と受審計画を提示してほしい。	【受審計画を追加します】 別紙のとおり、年度別計画を追加します。
0 歳児保育（産休明け保育）		
6	【北千住地域の 0 歳児保育（産休明け保育）の待機児童解消をしてほしい】 育児休暇が 1 年 6 か月まで取得できるが、長時間職場を離れると、その後の職業生活に影響が残るため、早く復帰したい。0 歳児保育の少なさから育児休暇の延長を余儀なくされているため、0 歳児保育（産休明け）の待機児童解消をしてほしい。	【新たに開設または改修時に整備を計画します】 0 歳児保育を拡充するには、専用の保育室が必要なため、施設面積との関係から既存の認可保育園では増設することが困難です。今後、新たに開設する場合や改修時に整備を計画していきます。
延長保育の充実		
7	【現状の保育園の延長保育の充実を求める】 短時間勤務については、需要が増えているのではなく、保育園の開所時間が短すぎて、短時間という働き方をせざるを得ないのではないのか。現在の公立保育園の延長保育の実施状況、特に夜の開所時間の短さは時間にマッチしていないのではないのか。この開所時間の短さが働く者の足かせになっていると思うため、現状の保育園の延長保育の充実を求めたい。	【民営化に併せて延長保育を実施していきます】 現在、公立保育園では場所によっては午後 7 時 30 分まで延長保育を実施していますが、民営化に合わせて開園時間を午前 7 時から午後 8 時 30 分まで延長しています。また、東京都認証保育所では 13 時間保育を基本としており、駅前を中心に今後も整備を進めていきます。

No.	意見・要望内容	区の考え方
調整指数優先基準の公開		
8	【足立区保育園募集要項の中で調整指数表の優先基準の公開を望む】 保育園の入所は、ポイントが高い順から入所するのが大前提と思うが、同ポイントがでた場合にどういう基準で入所が決定するのか公開してほしい。問い合わせると「総合的に判断する」との回答だが、内容を公開しないと不公平感を生じると思うため、調整指数表の優先基準の公開を望む。	【次年度から公開していきます】 総合指数が同点になった場合の優先基準については、初めに大分類の項目の順番により優先順位を決定し、次にその他の項目等によりご家庭の事情などと総合的に判断させていただき決定いたしております。 なお、優先順位を決める項目については、次年度から公開していきます。
保育園入園申し込み案内		
9	【「保育園入園申し込み案内」に保育短時間勤務に対する取り扱いを明記、また「勤務証明書」のフォーマットを変更してほしい】 申請書の中に育児短時間保育勤務の取り扱いについての明記がなく、この条件は実施指数に影響してくるため、公開すべきであり明記していない点では疑問を感じる。また、勤務証明書にもはっきり書けるように申請書のフォーマットを変更してほしい。	【育児短時間勤務の取り扱いを明記していきます】 育児休業と同様に、育児短時間勤務につきましても、勤務証明書に「労働契約上の正規の時間」をご記入いただくようになっています。なお、23年度の入園申込案内から育児短時間勤務の取り扱いについて明記していきます。
私立保育園の優先ポイント		
10	【北千住地域の私立保育園へのポイントについては意味があるのか、配慮してほしい】 北千住地域は私立保育園が1園しかなくまた希望者全員が単願で申請書を記入しているため、実施指数が高かったと推測するが、北千住のような地域で私立園単願でのポイント取り扱いは意味があるのか、配慮をお願いしたい。	【他地区との併願もあるため困難】 千住地区では私立保育園が1園しかなく、選択の余地が狭くなっているという事実はございますが、他方、私立保育園への加算を必要としている地区もあります。 また、千住地区と他地区を併願している方もおり、千住地区にのみ加算をなくすことは難しいのが実情です。

「第三者評価による情報提供」の表

事業目標	事業の現況	年 度 別		
		22 年度	23 年度	24～26 年度
26 年度	22 年 3 月 31 日			
認可保育園 20 園	認可保育園 18 園	20 園	20 園	毎年 20 園
認証保育所 20 園	認証保育所 15 園	20 園	20 園	毎年 20 園
計 40 園	計 33 園	計 40 園	計 40 園	計 40 園

平成21年度第5回 足立区地域保健福祉推進協議会
子ども支援専門部会

平成22年3月26日

件 名	あだち子育て応援隊事業について										
所 管 部 課	子ども家庭部こども家庭支援センター										
内 容	社会福祉協議会あいあいサービスセンターで実施している「ファミリー・サポート・センター事業」と、こども家庭支援センターがNPO法人に委託し実施している「子育てホームサポート事業」を下記のとおり名称統合し、平成22年度から『あだち子育て応援隊事業』として実施する。 記 1 事業名 あだち子育て応援隊事業 2 名称統合理由 対象やサービスの内容が類似していることから、区民にとってその違いが分かりづらかった両事業の名称を統合することにより、分かりやすく、利用しやすい事業とする。 なお、サービスの提供は、これまでと同様、あいあいサービスセンターとNPO法人ワーカーズコープ及びNPO法人ぷらちなくらぶの3法人が実施する。（サービスの概要下表参照） 3 統合による事業を拡充 名称統合を機に、サービスの拡充や新たな地域人材の参入を促進する。 (1) 区担当課を一本化 子育て支援課とこども家庭支援センターに分かれていた所管課をこども家庭支援センターに一本化することで、サービスの紹介や手続き等について、利用者の都合に合わせ総合的に案内する。 (2) 地域子育て力の向上 新たな子育て関連事業者や、地域の人々に事業への参加・協力を呼び掛け、民間との協働や人的資源の有効活用により、子育てサービスの拡充を図る。 (3) 月ぎめ保育事業の実施 保育園待機児童解消のために「あだち子育て応援隊事業」による月ぎめ保育事業を実施する。（月100時間まで。保護者負担金月額20,000円） 4 実施時期 平成22年4月1日（月ぎめ保育事業は平成22年5月1日） 5 サービスの概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施法人</th><th>内 容</th><th>利用料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あいあいサービスセンター</td><td>子育てを援助する提供会員と利用会員との相互援助により、保育園への送迎や提供会員宅で子どもを預かる。対象6カ月～12歳。要事前登録。</td><td>平日(8:00～18:00) 1時間500円 平日(6:00～8:00、18:00～22:00) 及び土・日・祝日 1時間800円 送迎 1回500円（土・日・祝・時間外同一料金）</td></tr> <tr> <td>NPO法人ワーカーズコープ NPO法人ぷらちなくらぶ</td><td>必要に応じ、家庭を訪問して、子どもの保育などを行う。病後児、産前・産後期にも対応。対象0歳～12歳。要事前登録。</td><td>平日(8:00～18:00) 1時間500円 平日(6:00～8:00、18:00～22:00) 及び土・日・祝日 1時間800円 年間登録料2,400円</td></tr> </tbody> </table> 6 その他 利用に際し、混乱が生じることのないよう事業の周知に努めていく。 本事業に対し新たな参加者を募るなど、事業の拡充を目指していく。		実施法人	内 容	利用料金	あいあいサービスセンター	子育てを援助する提供会員と利用会員との相互援助により、保育園への送迎や提供会員宅で子どもを預かる。対象6カ月～12歳。要事前登録。	平日(8:00～18:00) 1時間500円 平日(6:00～8:00、18:00～22:00) 及び土・日・祝日 1時間800円 送迎 1回500円（土・日・祝・時間外同一料金）	NPO法人ワーカーズコープ NPO法人ぷらちなくらぶ	必要に応じ、家庭を訪問して、子どもの保育などを行う。病後児、産前・産後期にも対応。対象0歳～12歳。要事前登録。	平日(8:00～18:00) 1時間500円 平日(6:00～8:00、18:00～22:00) 及び土・日・祝日 1時間800円 年間登録料2,400円
実施法人	内 容	利用料金									
あいあいサービスセンター	子育てを援助する提供会員と利用会員との相互援助により、保育園への送迎や提供会員宅で子どもを預かる。対象6カ月～12歳。要事前登録。	平日(8:00～18:00) 1時間500円 平日(6:00～8:00、18:00～22:00) 及び土・日・祝日 1時間800円 送迎 1回500円（土・日・祝・時間外同一料金）									
NPO法人ワーカーズコープ NPO法人ぷらちなくらぶ	必要に応じ、家庭を訪問して、子どもの保育などを行う。病後児、産前・産後期にも対応。対象0歳～12歳。要事前登録。	平日(8:00～18:00) 1時間500円 平日(6:00～8:00、18:00～22:00) 及び土・日・祝日 1時間800円 年間登録料2,400円									

平成21年度第5回 足立区地域保健福祉推進協議会
子ども支援専門部会

平成22年3月26日

件 名	児童館「子育てひろば」の名称変更について
所 管 部 課	区民部住区推進課
内 容	住区センター等児童館でこれまで実施してきた子育て支援事業『児童館子育てひろば』の名称を、子育て支援事業の体系化、統一化を図る為、平成22年4月1日より下記のように名称変更し実施する。 記 1 名 称 「子育てひろば」を「子育てサロン」に変更する。 2 変更理由 こども家庭支援センターで行っている「子育てサロン」事業と実施している内容が重なるところがあり、区民がよりわかりやすく利用しやすいものにする。 3 概要 ①経過 昭和55年、住区センター開設以来、児童館「子育てひろば」事業は乳幼児の居場所として、午前中開放をきっかけに、乳幼児の「子育てひろば」として事業化した。現在は50箇所の児童館で実施し、平成20年度は、227,618人が利用している。 ②根拠法令等 東京都「子育てひろば事業費補助要綱」 4 事業内容及び特徴 (資料4-1参照) ①場所 ・住区センター児童館では専用スペースがない為、図書コーナー等工夫する。 ・直営児童館は専用スペースにて実施する。 ②利用時間等 ・午前10時～午後1時(直営児童館は午前10時～午後4時) ・夏休み等小学校の長期休業期間は休み (学童保育の「児童館特例事業」実施のため) ③実施内容 ・子育ての交流、息抜きの場合 ・子育て相談・アドバイス・子育て講座の実施 ・乳幼児年齢別グループ活動の実施 ・児童館の行事への参加 5 周知 あだち広報、区のホームページ、リブインその他、各住区センター等のお知らせにより、周知していく。

子育てサロンの事業内容及び特徴について

	子育てサロン	子育てサロン 住区センター・児童館
運営主体	子ども家庭支援センター	住区センター管理運営委員会・住区推進課
対 象	3歳までの子育て中の親子	就学前までの子育て中の親子
設 置 数	11箇所	50箇所
スペース	・専用スペースあり	・住区センターは専用スペースなし 児童館・図書コーナーを利用する ・直営児童館は専用スペースあり
利用時間等	・午前10時～午後4時	・午前10時～午後1時 (直営児童館は午前10時～午後4時) ・夏休み等小学校の長期休業期間は休み (学童保育の「児童館特例事業」実施のため)
特 徴	・子育ての息抜きの場 ・子育ての悩み相談、アドバイス	・子育ての息抜きの場 ・子育て相談、アドバイス、子育て講座 ・乳幼児サークルが130近くあり子どもと遊びながら友達づくりができる。 ・児童館の行事等に参加できる。

平成21年度第5回 足立区地域保健福祉推進協議会
子ども支援専門部会

平成22年3月26日

件 名	保育資源の活用について
所 管 部 課	保育課・子育て支援課・教育改革推進課
内 容	【経緯】 (資料5-1) 保育園の待機児童の解消が現在、区の大きな課題である。 20年の4月の待機児童が205人に対して、21年の4月の待機児童の数が418人と、2倍以上に増加している状況であり、その解消策として保育計画を作成中である。 本保育計画では、重点的に保育家庭福祉員、認証保育所、足立区版の小規模保育室を重点的に進めていく。 しかし、今年度の入園受付では更に338名の増加の状況であり、これまで以上に新たな視点を持つことが必要である。 こうした観点から、対応策について専門部会で協議をお願いしたい。 【協議していただく内容】 (1) 働く保護者の選択肢とするための幼稚園資源の活用 (資料5-2) (2) 大規模集合住宅への保育施設の誘導のしくみづくりについて (資料5-3) (3) その他の待機児童対策等について

平成21年度第5回 足立区地域保健福祉推進協議会
子ども支援専門部会

平成22年3月26日

件 名	保育資源等の活用について
所 管 部 課	保育課・子育て支援課・教育改革推進課
内 容	【経緯】 (資料5-1) 保育園の待機児童の解消が現在、区の大きな課題である。 20年の4月の待機児童が205人に対して、21年の4月の待機児童の数が418人と、2倍以上に増加している状況であり、その解消策として保育計画を作成中である。 本保育計画では、重点的に保育家庭福祉員、認証保育所、足立区版の小規模保育室を重点的に進めていく。 しかし、今年度の入園受付では更に338名の増加の状況であり、これまで以上に新たな視点を持つことが必要である。 こうした観点から、対応策について専門部会で協議をお願いしたい。 【協議していただく内容】 (1) 働く保護者の選択肢とするための幼稚園資源の活用について(資料5-2) (2) 大規模集合住宅への保育施設の誘導のしくみづくりについて(資料5-3) (3) その他の待機児童対策等について

(席上配布資料)

追加資料

平成21年度第5回 足立区地域保健福祉推進協議会
子ども支援専門部会

平成22年3月26日

件 名	幼児教育充実に向けての事業等について
所 管 部 課	教育改革推進課・子育て支援課
内 容	別紙 資料5-2のとおり